

物品売買契約書

第1条（目的となる物品及び設置条件の保証）

1. 本契約の目的となる物品（以下「本件物品」という。）は、別紙記載の物品並びにその設置に必要な付帯設備及び部品（別紙記載のとおり）とする。

2. 前項の規定にかかわらず、売主は、買主に対して、通知することによって、本件物品の仕様を変更することができる。ただし、買主が消費者である場合、売主は、正当な理由があるときに限り、相当の期間を置いて事前に通知したうえで、仕様を変更することができ、当該変更が買主に重大な不利益を及ぼすときは、買主は本契約を解除することができる。

3. 買主は、本件物品の設置場所について、事前に売主が提示する設置条件（電源容量、電圧、給排水設備、設置スペース等）がすべて充足されていることを保証する。設置条件の不備により設置作業が不能又は遅延した場合、売主は一切の責任を負わず、これによって生じる費用（再度の訪問費用、追加工事費等）はすべて買主の負担とする。

4. 前項の設置条件の確認及び充足は買主の責任であり、買主が設置条件の確認を怠ったことに起因して本件物品の設置が不能となった場合でも、買主は売買代金の支払義務を免れない。

第2条（売買代金）

本件物品の単価及び売買代金総額は別紙記載のとおりとする。

第3条（納入及び設置条件）

1. 売主は、買主に対し、別紙記載の納入日及び納入場所において、本件物品を納入する。なお、納入及び標準的な設置（本件物品を所定の位置に据え付け、付属の給排水・電源ケーブル等を接続する作業。ただし、専門的資格を要する電気配線工事や給排水工事は含まない。）に要する費用は、売主の負担とする。

2. 前項の規定にかかわらず、売主は、買主に対して、通知することによって、納入日又は設置予定日を変更することができる。ただし、買主が消費者である場合、売主は、正当な理由があるときに限り、相当の期間を置いて事前に通知したうえで変更することができ、当該変更により買主に重大な不利益を及ぼすときは、買主は本契約を解除することができる。

3. 設置作業の際に、本件物品を正常に稼働させるために電気工事士等の有資格者による配線工事（専用回路の増設等）又は特別な給排水工事が必要となった場合、当該作業は買主の費用と責任において別途手配するか、売主が別途提示する追加料金にて対応するものとする。

4. 売主は、買主の責任による設置場所の不備、又は買主が別途手配した第三者の作業に起因して、設置作業の続行が不可能と判断した場合、通知をもって設置作業を中断又は中止することができる。この場合、売主は既に受領した代金の返還義務を負わない。

第4条（検査）

1. 買主は、本件物品の納入及び設置作業完了後、別紙記載の検査期間内に、本件物品の内容及び設置作業の完了状態を検査し、売主の立会いの下、本件物品が正常に稼働することを確認する。買主の検査に合格したものを検収する。

2. 買主は、前項の検査により本件物品に契約不適合が存在したときは、売主に対して、履行の追完を求めることができる。この場合、売主は、別途合意した期限内に無償で履行の追完をしなければならない。

3. 第1項の期間内に買主から売主に対して検査の合格の通知があった場合、又は当該期間内に買主から売主に対して前項の通知が到達しない場合、本件物品及び設置作業は検査に合格したものとみなし、以降、買主は設置作業に関する一切の異議を述べることができない。

4. 前項の規定にかかわらず、買主が消費者である場合、同項による検査合格のみなしは、検収時に通常の検査で発見することができない契約不適合（隠れた不適合）について買主が民法その他の法令に基づき有する権利を制限しない。

この場合、買主は、当該不適合を知った時から相当の期間内に売主へ通知することにより、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

第5条（引渡し）

本件物品の引渡しは、別紙記載の納入場所に本件物品が納入され、第4条に定める検査に合格した時（設置を要する場合は、設置作業が完了し、正常な稼働が確認された時を含む）に完了する。

第6条（所有権の移転）

本件物品の所有権は、売買代金の完済をもって売主から買主に移転する。

第7条（危険負担）

本件物品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは、買主の責めに帰すべき事由がある場合を除き、売主の負担とする。引渡し後に生じたもの及び、引渡し前であっても買主が第1条第3項に基づき保証した設置条件の不備に起因して生じたものは、売主の責めに帰すべき事由がある場合を除き買主の負担とする。

第8条（遅延損害金）

買主が本契約に基づき売主に対して負担する金銭債務の弁済を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。ただし、買主が消費者である場合、当該割合は年14.6％を上限とする。

第 9 条（連帯保証及び担保の提供）

買主は、売主が求める場合、本契約に基づき売主に対して負担する債務を担保するために、連帯保証人を立てることその他売主が適当と認める担保を提供しなければならない。

第 1 0 条（契約不適合責任の排除）

売主は、本件物品の契約不適合について、第 4 条に定めるもののほか一切の責任を負わず、買主は、本件物品の検収完了後においては履行の追完及び代金額の減額を請求することはできない。特に、本件物品の設置後に、買主の設置場所の電源容量不足、給排水設備の不具合、又は建物の構造的な問題に起因して生じた本件物品の不適合及び損害について、
売主は一切の責任を負わないものとする。

ただし、買主が消費者である場合、本条は適用せず、売主の契約不適合責任は民法その他の法令の定めによる。
また、買主が事業者である場合であっても売主の故意又は重大な過失に起因する契約不適合については、
本条による責任の排除は適用しない。

第 1 1 条（製造物責任）

本件物品が、売主が製造したものでないため、本件物品の欠陥により買主又は第三者に損害が発生した場合でも、売主は製造物責任を負わない。ただし、売主が本件物品の輸入業者に該当する等、製造物責任法第 2 条第 3 項に定める製造業者等に該当する場合には、同法に基づく責任を負う。

第 1 2 条（秘密保持）

1. 売主及び買主は、本契約によって知り得た相手方の営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - ① 公知の情報又は開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - ② 相手方から開示された時点で既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から開示された秘密情報によらずに独自に開発した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、売主及び買主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。
 - ① 自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上秘密保持義務を負う専門家に対して開示する場合
 - ② 裁判所、行政機関の命令又は法令により開示が義務付けられて開示する場合。ただし、かかる開示を行った場合は、その旨を速やかに相手方に通知する。
4. 売主及び買主は、前項第1号により秘密情報を開示する場合には、当該開示先に対して本条に定める義務と同等の義務を課す。

第 1 3 条（損害賠償）

1. 売主及び買主は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合、当該相手方に対し、当該損害の賠償を請求できる。
2. 本契約に基づき売主が買主に対して損害の賠償をしなければならない場合、設置作業に起因する損害を含め、損害賠償額は本件物品の売買代金総額を上限とする。

第 1 4 条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 売主又は買主は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 売主又は買主は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - ① 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。
 - ② 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - ③ 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - ④ 本契約、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - ⑤ 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - ⑥ 監督官庁より営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - ⑦ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ⑧ 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - ⑨ 第三者により差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
 - ⑩ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。
 - ⑪ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。

⑫ その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

3. 前二項に基づき本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方に当該損害の賠償を請求することができる。

4. 売主又は買主のうち第1項又は第2項に基づき本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

5. 買主は、第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合、売主に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、当該債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 1 5 条（反社会的勢力の排除）

1. 売主及び買主は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。

② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 売主及び買主は、相手方が前項に違反した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

第 1 6 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

買主は、売主の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 1 7 条（通知義務）

買主は、次の各号のいずれかに該当するときは、売主に対し、事前にその旨を書面により通知しなければならない。

1. 法人の名称又は商号の変更

2. 代表者の変更

3. 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

4. その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき。

第 1 8 条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から売買代金の支払いが完了した日又は本件物品が第4条の検査に合格した日（本件物品が中古品である場合には、納入した日）のいずれか遅い日までとする。

第 1 9 条（残存条項）

本契約の終了後であっても、第12条（秘密保持）、第13条（損害賠償）、第15条（反社会的勢力の排除）、第16条（本契約上の地位等の譲渡禁止）、第22条（返品及び返金）、第23条（準拠法・合意管轄）、第24条（協議）及び本条の規定は有効に存続する。ただし、第12条（秘密保持）の規定は本契約の終了後 1 年間に限り、その効力を有する。

第 2 0 条（中古品の特約）

本件物品が中古品の場合、第4条（検査）の規定は適用されず、売主は、本件物品について契約不適合責任を負わない。

ただし、買主が消費者である場合は、この限りでない。

第 2 1 条（消費者に関する特則）

1. 本契約において「消費者」とは、消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者をいう。

2. 買主が消費者である場合、本契約の各条項は、消費者契約法、特定商取引に関する法律その他の消費者の保護に関する法令（以下「消費者保護法令」という。）に反しない限度で適用する。本契約の条項のうち消費者保護法令に違反する部分は、その限度において適用せず、当該法令の定めに従う。

3. 前項の場合において、本契約に定めのない事項は、消費者保護法令及び民法の定めに従う。

第 2 2 条（返品及び返金）

1. 買主の都合による返品は、売主が別途定め、かつ本件物品の販売ページ等に表示する返品特約に従う場合に限り認められる。この場合の返送費用、決済に係る手数料その他返品に要する費用は、買主の負担とする。

2. 本件物品に契約不適合（初期不良を含む。）があり、契約が解除され、又は返品及び返金が行われるときは、売主は、買主が支払った代金の全額を返金する。この場合の返送費用、返金の振込手数料及び決済に係る手数料は、売主の負担とし、これらを返金額から控除しない。

3. 前二項は、法令上買主に認められる権利を制限するものではない。

第 2 3 条（準拠法・合意管轄）

- 1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
 - 2. 本契約に関連する一切の紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- ただし、買主が消費者である場合の管轄については、民事訴訟法その他の法令の定めに従う。

第 2 4 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、売主及び買主が誠意をもって協議の上解決する。

（以下余白）